



Pachinko Chain Store Association

第65回PCSA公開経営勉強会 発言録

第1部

『PCSA法律ハンドブック2018について』

講師：三堀 清 弁護士 三堀法律事務所 所長

荒田 政雄 法律問題研究部会 リーダー

生島 靖也 法律問題研究部会 部員

佐久間 仁 法律問題研究部会 部員

開催日：平成30年8月23日（木）

時間：午後3時30分～5時45分

会場：TKPガーデンシティ プレミアム神保町
3階「プレミアム ボールルーム」

<プロフィール>

三堀 清 弁護士 (みほり きよし)

三堀法律事務所 所長・PCSA 法律分野アドバイザー

略歴

昭和 32 年 神奈川県生まれ
早稲田大学法学部卒
司法修習終了後
昭和 63 年 弁護士登録 (第二東京弁護士会) し、
大手企業の法律問題を扱う法律事務所勤務を経て
平成 8 年 早稲田大学大学院修士課程終了
平成 9 年 三堀法律事務所開設
現在、パチンコホールを始め企業関連の民事事件を手がける

荒田 政雄 法律問題研究部会 リーダー (あらた まさお)

夢コーポレーション株式会社 常勤監査役

生島 靖也 法律問題研究部会 部員 (おじま せいや)

株式会社ダイナム 法務リスク管理部 法務担当

佐久間 仁 法律問題研究部会 部員 (さくま ひとし)

株式会社ニラク 法務部 部長代理

荒田: 法律問題研究部会リーダーをしております荒田です。本日、法律ハンドブックの説明なんです、その前に自分の方から振り返り、概要の説明をしたいと思います。その中で、実際にこのハンドブックを見ながら、もしくはPCSAのレジメですね見ながら説明したいと思います。まず、このハンドブックですが、今まで5回ほどを作成されております。その中で一番新しいのはこの応用編です。これが2005年、現在の団体で一番新しいのが基礎編で、これは2006年。この内容がどうなっているかと言うと応用編は事例ですね。40事例と資料が100ページほどあります。それが合体するようになりました。もう一つは新版。2006年、これについては資料編が125ページ、規則法令等が100ページぐらい。この内容を、今回の法律の改正施行規則改正に伴ってこれを一つにしたのが今回の書籍になります。

もちろんページ数も相当増えていますが、基本的な概要をご説明します。内容につきましてはこちら(新版)とほぼ同じような建付けになっております。第1章、第2章、第3章、第4章、第5章、第6章とほぼ同じ内容ですが、その中で今回のこの新しいハンドブックは164事例、いわゆるケーススタディがきちっと書かれております。ケーススタディは各章と該当するような状況で記載されています。

ちなみ13年前の応用編これ40事例です。今回は164事例です。4倍です。4倍がここに集約されています。もう一つは、この最新版の資料編、これが125ページあるんですが、今回の2018につきましては164ページの資料が掲載されています。これは解釈基準、もしくは運用の基準の中で、極めて重要だなというポイントをですね。今回は警察省の通達文もしくは通知文を15通掲載しております。それともう一つ、今回のテーマであります遊技機の認定及び型式の検定に関する規則、こちらについても54ページほど内容を追記して書かれております。

すなわち、ポイントが2つあります。まず、豊富で有用な事例が164事例入っているという事です。もう一つのポイント二つ目は、豊富で重要な資料が満載されている。265ページ記載されているということです。これを踏まえて、三堀先生にお時間を頂きながら、これらの全ての部分に関して、網羅的に監修していただきました。その内容を後ほど説明していただきます。

もう一つはこの164事例の中で5つ程のテーマをピックアップしております。ひとつは構造設備に関する注意点。もう一つは遊技台に係わる注意点。もう一つは広告・販促に係わる注意点、もう一つは補償に関する注意点。そして最後に遊技契約。これらについては事例と連動させながら、こちらにおります部員の生島さんと佐久間さんから、ケーススタディを踏まえて説明していただき、そのケーススタディに対してまた三堀先生からアドバイスを頂きますので、よろしくお願ひします。自分の話は以上です。早速、三堀先生、監修のポイントをよろしくお願ひします。

三堀：私、今回、法律ハンドブックの監修という仕事をしました。全体的に拝見させていただいて、その構成や記事について、その内容を検証したり、そういうお仕事をさせていただきました。監修のポイントということになっているんですけど、全体的な形式というのは、今までの法律ハンドブックの基礎編、応用編を一つにまとめたという点で非常に画期的な形式なんですけど、個別の構成は今までのものを踏襲しているんだと思います。どういうことかという点、基本的にはですね、これは解説書。風営適正化法というのはどういう法律で、どういう考え方に基づいてパチンコ産業を規制しているのか、ホール営業を規制しているのかという点。それからHow to本。How to物という意味ですね。これは言うまでもなく、こういう問題起きたらどう対処すべきかというHow toをQ & A という形で、160数事例、非常にたくさんの有用な事例を集めて掲載しております。

それからさらに本書の特徴的なものは資料編ですね。この資料は大きく分けて二つに分けられます。一つは各都道府県の条例の内容について一覧にしたり、欠格事由や保全対象施設や行政処分等についてこれを一覧表にして作ったという資料の一つの柱。もう一つは法令ですね。これは風営適正化法だけではなく、各規則、通達、通知のレベルまで、広く必要と思われる、言ってみれば生の資料を取り上げているという点です。非常にこのようにですね解説書あるいは概説書という性格と、How to本としての性格と、それから資料集としての性格を一つにまとめているという点で非常に使い勝手がいいであろうという、そういう形式の本であるということが言えると思います。

2番目にこのハンドブックの監修に当たって留意した点というのは、どのようなレベルの人でも活用できるように配慮して、これにより全体的なレベル、ホールの営業現場の方の全体的レベルの底

上げを狙ったという点であります。具体的に申し上げますと、まず先ほど申し上げましたように概説書としても性格、これは基礎編となっている部分ですね。それからHow to本としてのとしての応用編のQ & A。それから資料編の記載というのを見て、法律がどのような考えに基づいて規制をしているのか、そしてそれが営業の現場でどのような形で問題になるのか、そしてそれがさらにどういう法的な根拠あるいは行政庁の見解に基づいて運用されているのかというの分かる。すなわち、なぜこうなるのか、こういう場合どうなるのか、というだけではなくて、こういう場合どうなるのか、その結果はこういう理由により、根拠はこれにこういう法令に基づいてこういう結果になるんだ、という、そういうような思考過程を本の上でたどることができるというふうに考えております。

ということはこれは全くのビギナーというか、初心者と言うか、この仕事に就いたばかりの人でも、あるいはある程度の経験を積んで、やってはいけないこと、許されることはわかっている人でも、それがなぜなのかはわかっていない人には、それがなぜなのか分かるようになるだろうし、さらにかんりのベテランで、相当程度の知識や経験がある方でもですね、新たな問題が発生した時に、じゃあそれはこの Q & A も出ていないような新たな問題が発生した時に、その考え方、規制の基本的な考え方に立ち返ってですね、どのような結論を導かれるかという点をご自分で判断できる、そういう材料になるという点で、ビギナーからベテランまで、新人のホールスタッフから本部の幹部までこの本を使うことができるのではないかと考えております。

それから3番目にですね、ちょっと長くなって申し訳ないんですけど、現場で漠然と認識されている知識や慣行があると思います。この事やっちゃいけないよと、あるいはこういう手続きをしなればいけないよと、そういうものについてですねきちんとその根拠、あるいは法的な視点というものに立ち返って、漠然と認識されている知識や慣行として行われる事柄を整理していくことによって、現場でのケアレスミスというものがですね減っていくのではないかとこの風に期待しております。

最後、繰り返さないようなんですけども、単なる知識だけではなくてですね、風営適正化法の基本的な考え方に立ち返って考える、というような形を努めて記載されておきまして、応用編のいわゆる Q & A もですねこういう場合にはこうするべきですよ、そういうことはしてはいけませんよ、という単なる事例の解釈や解説にとどまらず、なぜそのようなそのような結論になるのかというものを確かめていただいて、その解釈の過程というものを発展的に、あらゆる実務の場面で応用できるように、活用できるように配慮したという構成になっているというふうに考えております。以上です。

荒田：ありがとうございました、早速の中身の方に入ってきたと思います。先ほど申し上げたように、今回の法律ハンドブックには相当数の事例が入っております。その中で今三堀先生がおっしゃったように、根拠を示しながらケーススタディ、もしくは現場で実際起こった内容を踏まえながら、補足と説明をしてもらいたいと思います。テーマは、先ほど申し上げましたように5つございます。構造設備、遊技台に係る部分、広告販促に係る部分、ここまでを生島さんをお願いしたいと思います。4つめが補償に係る部分、遊技契約にかかる部分、こちらについては佐久間さんにご説明、もしくは解釈

して頂きます。その中で、繰り返しになりますが三堀先生のアドバイスもいただきたいと思います。
早速ですが生島さん、構造設備からスタートよろしくをお願いします。

生島：株式会社ダイナム 法務リスク管理部の生島と申します。今荒田からもご説明があったように、数ある事例の中でも日々の日常営業に密接に影響を及ぼすものだとか、後、この十数年の蓄積の中で、非常に重要なポイントになるであろう項目を五つほど大きな項目として挙げさせていただいて、その中でも具体的な事例を示しながら、ひとつひとつご説明させていただければと思います。
まず一つ目ということで、構造設備の変更の部分に関してご説明させていただきます。三堀先生からもお話があった通りなんです、風俗営業法は、ホール営業者自身がやってはいけないこと、もしくは守らなければいけないこと、そういったものが定められた法律でございます。その中で構造設備に関しても守らなければいけないこと、やっていけないということが定められております。構造設備をさらにその変更する際には、その変更に応じた手続きということも、ホール営業者として行わなければいけない、ということが定められている中で、これから挙げる事例に関しては、実際、日々の日常営業の中で手続きだとか解釈だとかという部分において、よく警察行政の方とのやり取りの中で齟齬を起ししやすい部分だとか、ポイントを押さえておかないと重大なリスクを企業に及ぼすであろうものについて、いくつか挙げさせていただきました。レジュメの中では、構造設備の部分は事例の33、34、38、41、43、44ということで挙げさせていただきました。基本的には、まとめながらご説明させていただきます。

まず事例の33、34、38、41。この部分に関してのポイントは、変更すると営業所を何か変更するとなったときの営業所面積の変更にあたるのか、それとも客室面積の変更にあたるのか、それとも双方の変更にあたるのか、ということの解釈だとか手続きの部分に関して、4つほどを抜粋しております。一つ目の事例33に関しては、営業所面積と客室面積の違いは何ですか、ということに触れさせていただいております。簡単に言ってしまうと営業所面積というのはパチンコ営業所として専ら性がある部分に関して、営業所として含まれる範囲のことを営業所面積という風に理解できると思います。

客室面積は、その中でも特にその遊技客が実際に立ち入る場所を中心に客室面積というような考え方になると思うんですが、実際に法律の中で書かれている部分っていうのが、その具体的なものは営業所面積の部分に関してはそれなりに具体的に書かれてはいるんですが、客室面積に対しては実はその具体的に客室とはなんぞや、っていう部分に関しては明記はされておられません。

ただ、その中で手続きがあるんですが、客室面積の変更っていうのは、事前の変更が必要な変更承認の手続きが必要になります。営業所面積の変更は、変更する内容にもよりますが、基本的な変更届出、一部変更承認が必要になるということで、本来は手続きが重たい、もしくは行政処分リスクとしても重たい客室面積の方が、より明確に書かれてあるべきものであるべきだと考えるんですが、実際の法令の部分に関しては重たい客室の方の定義づけの方が書かれていない、というところはひとつ大きなポイントでございます。

客室面積に関しては、ここ十数年の蓄積の中で一つははっきりしているのは、全国的な基準の部分と

して、事実上の実情としては、遊技機が置いてある場所と、景品の棚だとか賞品が置いてある場所、後は賞品を交換するカウンターの台上、その部分に関しては、基本的には客室というような運用が実情なされております。ただ、法令にも明記されていないような中で言うと、地域の警察の方とのやり取りの中では、じゃあ遊技機が置いてあるところからこの繋がっているその通路部分とかがっているのはどうなるんだとか、あとカウンターの横側とか内側にはどうなるんだ、っていうところで、結構面積の考え方に地域、地域での差が出てくるところは、ひとつ大きなポイントとして事例だとか解説の方で触れさせていただいております。

あと事例の34。ビルの一階にあるホールをビルの2階まで増床することを考えているかどうか、ということに関しては、営業所面積が元の面積に対して2倍を超えてしまう場合には、営業所の同一性が失われて許可の取り直しになってしまいますので、この部分に関しても2倍を超えないようにするということと、後その一階と二階の繋がり方によっては、営業所に含まれる場合と含まれない場合もありますので、その点についても触れさせていただいております。

後は事例の38番目こちらはかなりどのホール業者さんでもにやられている、もしくはこれから取り込まれるようなものの代表格として、遊技機を設置する場所を増やしてみると、増やしたいと、というような手続きが面積の変更に該当しますかということですが、まさにこの遊技機を設置する場所っていうのは、基本的には客室に該当してくるものなので、そういった部分に関しても客室面積の変更に該当する可能性が高いというような形で解説をしております。

あとは事例の41番。喫煙室の設置。これから、喫煙室の設置に関してはホール業界全体として取り組まなきゃいけない部分だと思っておりますので、その点に関しても触れさせていただきました。この点に関しましては喫煙室の構造だとか作りによって、客室面積の変更に当たる可能性もありますし、あとは営業所面積だけの変更で対応できる、届け出だけで対応できるようなケースもありますが、個別具体的な構造によってその解釈が変わってきますっていうところを説明させていただいております。

あとはこの事例の43番と事例の44番です。この部分はどういうことで書いたのかっていう事ですが、日々日常の中で業者が変更しますということで手続きをするものっていうのは、ほとんどが遊技機の変更と設備の変更なんですよ。その中でその面積を変えるような変更っていうのは、一年に一回あるかないかぐらいのことでしかない中で、ちょっとどういった警察検査が、遊技機の検査とは違うな形でどういった検査が行われるのかということについて触れさせて頂いております、事例の44。この部分はかなりホール業者方に及ぼす影響が強い部分でして、遊技機の入替えの検査っていうのは、だいたい書類の手続きの決済だとか、その地域の所轄の決済で済むようなところがほとんどなので、検査してから当日ないし翌日には遊技機が稼働できるような状況になるんですが、この面積の変更に関しては大多数の地域都道府県においては、所轄の決済ではなくて、警察本部の決済だとか、あとは風俗環境浄化協会の検査が必要っていうことで、入れ替えの検査の1日ないし2日で住む承認に対して、長い場合には2週間を超える場合もあります。なので、日常営業の入替え検査のような感覚で、こういった構造の検査に臨んでしまった時に、思いもよらず2

週間ないし3週間営業できないような状況になってしまうという可能性だとか、考え方についても、事例の44番で触れさせていただいております。

そういったことで、構造に関する部分に関しては、頻度は遊技台の入れ替えほど高くはないんですが、手続きを怠った時の構造変更、無承認変更の場合は、許可の取消しというような処分の可能性もありますので、そういった部分で、頻度は少ないけどインパクトがでかいということで事例のいくつかを挙げさせていただいたというものでございます。構造設備に関しては以上になります。

荒田：ありがとうございます。三堀先生、今の構造設備に係る部分で補足があれば。

三堀：正に正鵠を得たお説明だったと思いますが、遊技機の変更に関しては、特にパチンコホール業者の方ってかなり慎重に進めるんですけども、構造設備の変更、例えば作り付けの家具だとかの設置や撤去に関してはですね、意外とゆるいところがあるんですよ。ですからその辺がですね、床面積の変更などよりレベルの低い変更なんですけども、時々、本来変更承認が必要な構造設備の変更を先にやっちゃって事後で届出ができると思ったら、実は事前の承認が必要だったってことになって、ちょっと大変なことになってしまうということは非常に多いので、この辺に対する注意喚起としても、この文を良くを勉強していただくべきところだとかいいます。

荒田：ありがとうございます。続きまして遊技台に関わる部分でお願いします。

生島：続きまして遊技台に係わる部分に関していくつか挙げさせていただきました。遊技機に関しても先ほどの構造設備の変更と同じように、やはり手続きとして守らなければいけないこと、もしくは変更として行ってはいけないこと、そういった部分に関して定めがあります。皆さんのホールの日常営業の中では、特に手続きとしての頻度が多いものになりますので、この点に関してはあの皆さんお詳しい方もたくさんいると思いますので、あえてそんなに多くの事例は挙げることはしておりません。

基本的には、遊技機の部分に関しては、風適法の第20条において、著しく客の射幸心をそそるおそれがある遊技機を設置して営業してはいけない、という定めがある中で、一步踏み込んで行くと、規則の第8条で、さらにその著しく射幸心のそれのある遊技機の基準についての定めがあります。そういった中で、時々その質問だとか、話としてこう出てくるのが、基板だとか、本当に大きい約物だとかってというのは、メーカーからしっかり手に入れないと交換できないようなものが多い中で、簡易な部品、ネジだとか、ビスだとか、裏パックを止めてる部品だとかっていう、そういった簡易な部品に関しては、そこら辺のホームセンターだとか量販店でも購入できるので、使いたくなるというか、そういったものがどうなんだろうっていう話があるという中での話です。

先ほどご説明させていただいたんですけど、法律通りの機械であるっていうことを証明したり、担保するような形として、皆さんもある程度ご存知の検定制度、ないし認定制度というものがございます。そういった検定制度、認定制度っていう中で認められている遊技機の状態じゃない、つまり認められていない部品など、簡易なものであっても、取り付けるとは重大な風適法違反にあたる部分にもなります。そういった同じようなものであっても、安易に代用するっていうことは危険だろう、というような形で考え方を書かせていただいております。

あとは事例の72番、73番に関しては、中古機流通制度、遊技機流通制度について教えてください、というものに関しては、中古機に関しては基本的にはその中古機の流通だとかの流れの中で定められたルールです。遊技機の流通制度に関しては、新台の流通だとか、部品交換の手続きに関して定められたルールです、ということを書かせていただいております。ここで、ひとつ大きなポイントというのは、中古機流通制度も、遊技機の流通制度に関しても、基本的には風俗営業法とはまた異なるルールです。密接な関連性だとか、目指す目的の部分に関して共通な部分はあるんですが、厳密に言うとは法律ではないので、その辺に関しての違いというものも併せて説明させていただいております。

あとは事例の74、75の部分に関しては、今回の遊技機の規則改正が大幅な規則改正がある中で、16年前にも遊技機の規則改正がございました。その大幅な規則改正があるたびに、その検定を受けてない、認定を受けてない遊技機、まあいわゆる今で言うところにみなし機についてどうなんだというような話その大幅な改正の度に挙がってきますので、その部分について、検定制度とはどういったものなのか、認定制度とはどういうものなのか、その中でみなし機とはどういうものなのかということのポイントをまとめさせていただいております。

検定機に関しては、基本的には機種、型式毎に適法な遊技台だということを担保するような仕組みでございますし、認定機に関しては個々の遊技台について、そういったものを担保するような仕組みです、というようなことも併せて解説、事例の方で触れさせていただいているということでございます。遊技機に関しては以上です。

荒田：ありがとうございます。三堀先生、補足をお願いします。

三堀：私は特に付け加えることはないんですが、特に遊技機の部品の変更、交換や修繕ですね、そういうの含めて、非常にあの手続き的にホールの方に負担が多い所だと思うんですが、手続きを誤ると厳しい行政処分、基準がですね営業許可の取消しということになってしまうので、この辺については、皆さん既に現場で徹底されていることだと思いますが、もう一度、基本的なルールを整理してですね、周知し直すというのが必要な所だと思っております。要するに間違いが許されない部分があるということです。以上です。

荒田：ありがとうございます。続いて広告販促についてよろしく申し上げます。

生島：続きまして、広告販促の部分でいくつかピックアップさせていただきました。広告宣伝に関しては、基本的なその風俗営業法上の考え方としては、ホール業者はその営業所周辺の正常な風俗環境を害するような恐れのある方法で広告宣伝をしてはなりません、といった原理原則的な考えがある中で、より具体的な事例を示した警察からの通知通達文として、平成24年7月20日に、より具体的な事例も含めた広告宣伝違反に該当するような考え方だとか、事例というものが示されました。基本的には今現在においても、平成24年7月20日に示された考えに基づいて、各都道府県公安委員会、各地域の所轄も取り締まりだとか警察としての考えを示して対応されてるというような状況でございます。

ただ、ここの広告宣伝の部分に関しては、十数ページに及ぶそういった警察庁の通知通達文があっ

たとしても、それだけではなかなか判断がしきれないほど、色々な種類の広告宣伝だとか、表現や表示というものが今増えておりますので、その中において、いくつかポイントのようなものを挙げさせていただきます。

まず事例の80番でございます。広告宣伝、新台入替。新台入替をしてから一定期間経過した遊技機に「準新台」と表示することは可能でしょうか、ということで、こういった部分がよく上がってきますので書かせていただいております。結論から申しますと、そもそも何時から何時までが新台なのか、じゃあその次の何時から何時までが準新台なのか、っていうのは中々風適法の規制の中でアウトセーフっていうのが判断を示しづらいひとつの事例だと思います。ただ、だからといって、じゃあ3ヶ月も4ヶ月も新台っていう表示がいいのか、1年2年経っても準新台という表示がいいのか、っていう事に関してはなかなかこう議論が分かれるところではあります。ただ警察としてポイントとして見てくるところは、そう言ったその機械のアピールの仕方っていうのが、そういった特定の機種のパフォーマンスを変えているような、例えば設定が高い遊技機だとか、そういった特定の遊技機を訴求するような、射幸心を著しく煽るような、そそるような広告宣伝かどうかっていうポイントの中で、取締りだとかが行われている状況です。

ただ、一律的にその判断が難しい中で、現実的にこういった部分の制限がどうなっているかというところ、直接警察の方がそういったルールを作るよりは、そういった警察の考えだとか警察行政との協議の中で、地域の遊技場組合が具体的なルールだったとかを基本的には紳士協定みたいな形で設けているというのが実情多いようなケースです。

続いて事例の82です。遊技客から、スロットの機種の話なんですけど、この機種のパフォーマンスは何回ですかと聞かれどう答えていいか困っています、という部分です。天井の部分に関しては、メーカーとして公式に認めているところのパフォーマンスではないことから、中々お客さんとの会話の中で、天井がこうです、っていうのはこう言えない、言いづらい状況になりますので、その点を踏まえた対応が必要です、ということもその事例解説中で触れさせていただいております。

後は事例の86番、事例の87番、事例の88番、事例の89番に関しては、総付景品ですね。総付景品だとか来店ポイントに関する部分に関して触れさせていただいております。元々、ポイントをつけることに関してはかなり前からの議論というか、ホールとしては要望したりだとか、議論が進んでく中で、今現在の部分は皆さんもご存知だと思うんですが、来店するたびに不可する来店ポイントに関しては認められているような状況です。で、遊技の度に付与するような遊技ポイントに関しては、景品の等価性の問題だとか、あとは広告宣伝や条例の問題だとかっていうのも含めて、事実上、認められていない。今の法律の構成だとか考え方の中では、警察としてもちょっと認めにくいような状況になってる、ということでそういった考え方とかも書かせていただいております。基本的にはそのポイントの付与に関しては、風営法というよりはその景品表示法の部分の観点が一般的には立ってくるんですが、そういった景品表示法の考え方と、後、風営法の考え方を合わせるような形で運用されている総付景品のガイドライン、そういったものにも触れて解説しながら、提供できるものだとか、提供方法についても、このハンドブックの中でご説明させていただいております。

なお事例の89番、遊技客、お客様が保有している来店ポイントをDMとかでお知らせすることは可能ですか、ってことに関しては、この部分に関しては、ただ単にお伝えすることだけするのであれば、風営法上の違法性だとか法令違反が問われるということはないという風に考えております。

あと事例の94番です。これはちょっと全国的に今、非常にそのやり方がバリエーションがちょっと増えてるものなんですけど、ホールの営業中に芸能人や有名人を呼ぶことは可能でしょうか、と。この部分は、今、結構その地域、地域によってそのやり方だとか内容だとかっていうのが、問題視されたりだとか、されてる。俗にいうライターイベントだとかっていうものなんですけど、この部分に関しては、ただ単純に呼ぶことについては可能だっていう風に通知文の中からも読み取れるんですが。ただ、そのやった結果として、特定の日だとか、特定の遊技機の遡及に明らかに該当するような実施方法については違法性があると言わざるを得ないような実施内容もありますので、その点も踏まえて事例だとか解説文の中で触れさせていただいております。販促広告に関しては以上です。

荒田：ありがとうございます。三堀先生、補足をお願いします。

三堀：広告宣伝及び販促についてはもっとも抽象的で分かりにくいところの一つだと思います。常に、何と申し上げましょうか、警察の方が射幸性に頼った営業の弊害を是正するという方向性で、一言で言うと出玉イベントを禁止する方向で、色々と規制を設ける。それに対して、規制にかからないだろうという手法をみだすと、又それに規制をかけるという、いわばたちごっこの結果、こういう分かりにくい事になってしまったわけですけども、基本を押さえるという点で。このハンドブックは非常に良い教材だと思っています。常に基本、なぜこの販促活動やこの広告宣伝が禁止されているんだ、って基本に返って、考えて判断する必要があると思います。まあ違反してもそれほど厳しいペナルティではないという事で、簡単に考えている経営者の方もいらっしゃると思いますが、あの何度も違反が重なると重いペナルティにつながりますので、その辺はきっちり管理していただかないといけないところだと考えております。以上です。

荒田：ありがとうございました。次は補償ですね。これは佐久間さんの方からご説明よろしくをお願いします。

佐久間：株式会社ニラク 法務部の佐久間と申します。よろしくお願いいいたします。私が担当する最初の項目、補償ということでございますけれど、このカテゴリについては、風営法というよりお客様とホールとの間の遊技契約に基づいて考えていくべき論点となります。併せて民事関係法令はどうなっているかと。中々、ホール日常の営業で、風営法はすごく勉強しますが、契約の問題であるとか、民事関係法令であるとかというのはなかなか深く勉強する機会もないのかな、というところもありましたので、今回これらカテゴリについては、事例をと多めに取り上げさせて頂いているところです。

補償ということですけども、事例を7つほどあげましたが、大きく3つのカテゴリに分けることができるかと思います。ひとつは閉店時の補償対応、もうひとつは遊技機が故障した場合の対応、最後に店舗内、ホール内で盗難があった時の対応と、順にお話しさせていただきたいと思います。まず閉店時の、特にハンドルストップの時に確変中だったからどうかしてくれよ、というクレーム

を受けること多いかと思いますが、これを考えるにあたってまず遊技契約上、閉店の時、どのような対応すべきかということを整理する必要があるかだと思います。ハンドブックでは全体問題ですので、あまり詳しくは記述してないところではあります。契約上、遊技契約が終了するというのは営業時間、それとハンドルストップの時間を約款に明記しているわけですので。ですから、その時刻が来れば遊技契約の終了と、その時に遊技の結果獲得した玉メダルがあれば景品取り替えていただくか、貯玉として保管するということになる、この基本的な対応に、お客様に遊技機が確変中だったという事情が何らかの変更をもたらす事情なるのか、という整理で考えていただければ、これは何の変更をもたらすものでもない。ですから、法令上考えれば、確変中だからといって、遊技終了時のお客様の状態に応じた対応すれば、それで必要十分なるという理解がまず前提となるかと考えます。ただ、遊技しているお客様からすれば、もう少し当たったのにというフラストレーションはもちろんあるわけですから、これに対する対応をどうするかというのは次の問題として出てこざるを得ないのか。ですが、今申し上げたように法的にはもう整理されて、補償する必要がないという整理ができますので、これに応ずるとすれば、各営業者様の営業サービスをどのように対応するかということになってくるかだと思います。今回の解説に書いてあるのは、明確な禁止ということではないか、補償した場合、多くの都道府県で条例で定めている射幸心をそそるおそれのある営業に該当するのではないかと、将来の出玉に対する景品の提供ということで、営業時間超過という判断もあり得るのではないかと。あるいは、等価交換原則に反するんじゃないか、というようなことを挙げました。限りなくグレーに近い、という解説の記述となっています。

もうひとつは、補償はしないけれど、翌日に確変状態を引き継いで遊技していただくというのはどうか。これも法令上は明確な禁止の文言はちょっと見当たりません。現実には補償はダメだけど確変残しはいいよ、という都道府県はあるようです。ですので、ハンドブックに明確に書けないところでしたので、これは各都道府県の対応を確認しつつ、適正な営業をしていただくということになるかだと思います。

ふたつ目は遊技機の故障ですね。これについては、遊技契約を締結して遊んでいたというので、ホール側としては適正な遊技機を提供する義務、債務を負っていると。今回の民法の債権法の改正で、契約不適合責任という形に変わってきたところですけど、正しく契約内容不適合な遊技機を提供してしまっていると。ですので、この場合は原則として補償をする責任があるという考えになります。

事例150のように、天災その他不可抗力の場合には、ホール側に責任が無いと判断できる状況があれば、その場合に限り免責されることがあり得ると。原則補償する必要があるという判断なるかだと思います。ただ、そうは言っても、どれだけの補償が適正なのか、というのが残るんですが、これも先ほど申し上げた閉店補償と同じような考え方が混ざってくるのでございまして、確変中に故障してしまったと、この先どれだけ出るかわからないので、機種によっても演出によっても変わってきますので、そこは適切な、過剰にならない補償という考え方が必要なのかなという風に考えられるところでは。

もうひとつの κατηγοリーは、ホール内の盗難の話です。預かったものは別として、一番問題になるのは、玉箱、メダル箱を盗難されたケース。これは基本的に民事法上の管理責任の問題として考える必要があるところかと思ひます。例へば、別積みにして遊技台から離れたところに保管している、この場合には相当ホール側の管理責任があるということになるかと思ひます。一般的に、遊技台の後ろ、席の後ろの方に置いているようなケース多いかと思ひますけれども、お客様としては十全の管理ができる状況ではない。やはりホール側の管理責任が問われるケースにならざるを得ないのではないかと思ひます。ただ、ここも管理責任の割合はどれだけだて言うのは明確の現場で判断すること難しいところでありましようから、ここでもあのやはり営業サービスの観点が入った対応が必要な部分にどうしてもなってしまうのかなといったところがございます。補償については以上でございます。

荒田：ありがとうございます。三堀先生、補足をお願いします。

三堀：補償に関しましては、PCSAに加盟しているホール各社さんではきちっと対応されていたこととは思ひますけれど、私の見る限り、各ホールが半ば思いつきとしか見えないような対応しかしてこなかった。その中には、風営適正化法上、あるいは条例上、著しく射幸心をそそる営業方法に該当するような行為を行われたりですね、あるいは様々な風営適正化法上の規制に違反するのではないかというような対応も見られてきたわけですが、このハンドブックに記載されているように、おそらくですね日本中探してもこの部分についてきちんとした解説をしている本ってというのはこのハンドブックしかないと思ひますね。言ってみれば、お客様のある種クレームに対してどう対応するのかという部分について、指針を示すものとして、このハンドブックが唯一の書籍であろうという風に考えております。

荒田：ありがとうございます。最後になります。遊技契約について佐久間さんをお願いします。

佐久間：遊技契約に関して、事例の155、159、160と挙げさせて頂いておりますが、いわゆる出入り禁止対応の部分を取り上げさせて頂きました。出入り禁止については、先ほどと同じように遊技契約上どうかという観点になるかと思ひます。ホールとお客様は遊技契約を結んでおり、その契約の内容は遊技約款で各ホールに掲示してあるところで内容が決定するという形になっております。出入り禁止対応については、PCSAの標準の遊技約款ですが第3条に締結の拒否という条項を掲げております。ゴト行為をする、あるいは公序良俗違反の行為をする、そういうことが認められる方は、そもそも遊技契約を締結しない。

遊技契約ですので、契約の自由の原則が最初でございます。お客様の方は自由に遊びに来られるわけですが、店舗側として注意しなければならないのは、本来一般に開かれた遊技場として運営しておりますので、合理的な理由がなく遊技契約をお断りするというのは公序良俗違反であるとか、民法の原則に反するという判断がされる恐れがあります。それを避けるために、明確に拒否することができる内容を約款の内容として掲げることで、これに該当する場合には出入りをお断りします、という形をとっているわけです。

3条に掲げるような強い理由はない、いわゆる不良客。他のお客様に迷惑になるようなお客様も出

入り禁止とするケースもあるかと思いますが、これについても、同じく約款の第5条でいろんな迷惑行為を禁止行為として掲げております。3条に戻ると、禁止行為を違反する方は、やはり契約の締結を拒否します、という風に謳ってございます。ですので、出入り禁止対応というのは、遊技契約の締結の拒否ということですので、その考え方、運用にあたっては、遊技約款を後ろ盾として運用していただければよろしいのかなと考えております。

もう一つは、出禁にしたけれども従わないお客お客さんに対する対応を事例の160の方に提示しております。まず、今申し上げたように、契約をお断りするということをきちんと通告することが前提となります。そうしますと、ホール側の管理権限に基づいて出て行っていただける、それに応じない方は不法にホールに滞留している、あるいは不法に侵入しているという形で、刑事上も不退去罪であるとか、不法侵入罪であるとかという、構成要件に該当する形になってきますので、まず、出禁の通告をきちんとし、それから出て行けという要求を次にきちんと対応すると。そういった手順が大事ですよ、というような解説をさせていただいているところです。

荒田：ありがとうございます。三堀先生、遊技契約、約款も含めてお願いします。

三堀：この部分に関しては、特に不良客、ゴト師対策ということで、非常に重要な、ホールのリスクマネジメント、及び対顧客のリスクマネジメント、および他のお客さんに対する健全な遊技環境の提供という意味から非常に重要な部分だと思います。が、知識として持っただけでは現場で対応できないという部分でございますので、特にこの遊技契約で不良客、あるいは不正行為者に対してどう対応するのか、という点については、現場でロールプレイ等としていただいて、適切に対処するような体制を整えていただかないと、後で誰だかに相談して決めますとか、というようなことがきかない場合が多いので、その辺は心得ていただきたいと思います。

荒田：ありがとうございます。続いて、最後になりますが、今回のまとめという形でお願いします。

三堀：ちょっと大きな話なんですけど、風営適正化法一般の話になってしまうんですけども、私はよく申し上げることなんですけども、おそらく20年弱、パチンコに対する警察庁、あるいは各都道府県の警察本部ですね、そのスタンスっていうのは全く変わっていません。どういうことかという、一言で言うと健全化です。この方向で全く変わっていません。

健全化するために何をするかという三つの柱があります。一つが営業に関する違法行為の抑止ですね。これは端的に言うと不正改造を禁圧するということです。それから二番目はですね、射幸性に依存した営業方法を是正してその弊害を除去すること。端的に最近問題になっておりますのは、いわゆる依存問題ですね。依存に関する問題は大変非常にやかましくなってきました。さらに言えばですね、平成16年の規則改正、それから去年の規則改正、平成16年は主にスロットですが、いずれも遊技機の射幸性が落とされた。そういう規則改正がありました。これも射幸性を落とすという、そういう方向性であります。これを敷衍しますと、平成14年からそれまでほとんど手のつけられなかったパチンコの広告宣伝に対する規制が始まった。業界が長い方なら覚えていらっしゃると思いますが、平成13年頃までパチンコ屋さんの広告宣伝が規制対象になったことなかったですね。これが平成14年ぐらいから、なるようになった。これもいわゆる出玉イベントの禁止という方

向性と合致しているものであります。

それから三番目ですね。グレーゾーンの明瞭化。グレーゾーンというのはくぎと換金の問題です。くぎというのはもう申し上げるまでもなく、最近ではいわゆる検定機と性能が異なる可能性があるパチンコ遊技機の自主回収というものがありません。それからくぎシートの普及。それからくぎをいじらないようにする方向でパチンコ遊技機に対する設定の導入というのが行われております。これで、釘については一つの、いわゆるグレーゾーンの明瞭化の道筋がついたと。

で次何だ、って言うところでは換金の問題であります。繰り返しますと警察庁は健全化をずっとやってきている。そこにはひとつのブレもない。その健全化のためには、営業に関する違法行為の絶無と、それから射幸性に依存した営業方法の是正、そしてグレーゾーンの明確化、明瞭化という方向性でずっと、少しずつやってきている。そしてグレーゾーンについてはくぎと換金という二つのテーマがあって、くぎについては皆さんご存知のような大きな方向性ができていると。じゃあ次は換金ですよ、ということになります。

これは前振りの話なんですけど、じゃあさらにですね、ここにきてIR法ができてカジノが解禁されるという事になりますと、じゃあパチンコって何なの、カジノとどう違うの、ということになってきます。そこでもまた換金が問題になり、依存症が問題になってくると思います。

で、今後ですね、パチンコに関しましては、方向性として健全化をさらに突き詰められていくわけなんですけど、じゃパチンコってなんだろう、どういう娯楽なんだろう、どういう産業なんだろう、っていう一種の原点が何なのかというところから考え直さなければいけない時期が来るのではないかとこのように考えております。

個人的には、日本のパチンコというのはですね非常に、まあ、こういう場で言うのはおかしな話ですけど、パチンコ屋さんがあることによって犯罪の抑止になっているわけですね。ある意味では。地方なんかに行くとですね明るいところはそこしかない。あるいは「小人閑居して不善をなす」という言葉がありますけど、パチンコでもやってないと何悪いことするかわかんないやつもいるわけです。東北のあるホールさんが言っていました、パチンコ屋さんがやっていないと女の人が夜一人歩かできないというんですよ。それは、夜道が暗くなるのか、それともパチンコ屋にも行かない人が何か不埒な事を考えるのかどちらかわかりませんが、そういう事を言っていました。

私は、個人的にはパチンコ屋さんというのは日本の家庭に賭博的な要素を持ち込まないという、大変な防波堤になっていると思っています。例えば韓国なんかですと、花札を家の中でやりますよね。それから中国だと麻雀。お金かけていますよね。ああいうのは日本では非常に少ない。そんなに賭け事が好きじゃないって国民性なのかもしれませんけども、パチンコ屋さんというのは非常に役に立っているという風に見ています。資料がある訳じゃありませんが実感としてそう思っています。そういう娯楽産業としてのパチンコ屋さんが今後どうあるべきだろうか、カジノとどうすみ分けていくだろうかというの、これから直近のテーマになっていくと思います。

これはちょっと法律ハンドブックの監修とちょっと離れた話で、長い前振りになってしまったんですけど、じゃあ、この法律ハンドブックを監修して、改めて感じた事ってというのは、やっぱり風営適

正化法というのは盛り込みすぎなんですよ。パチンコ屋さんと関係ないところが多いんです。パチンコ屋さんというのは、例えば多く規制されているいわゆるセックス産業とは客筋も違うし、産業規模も違うし、業態も全く違います。これが同じ法律で規制しているのはちょっと無理はあるよね、っていうのは出てきます。そうすると、やはり法律自体が盛り込みすぎだから、かなり無理が出てくる。少ない条文で沢山の業態を規制して、健全化を図っていかなければならないから、異常に法律が分かりにくくなってしまっています。

ですから、大局的なことを申し上げれば、パチンコに関しては風営適正化法から外して、新しい法律、専門の法律を作らないと対応できないだろうという風には考えております。ただそれは政治的な問題でもありますし、私は法律家なので立法の事を考える立場ではないんですけども、じゃあ今ある法律をどういう風に使いこなして、皆様の営業をより効率的で健全でそしてですね社会と折り合いをつけていくものにするのかという点では、このパチンコホールの法律ハンドブックは唯一の存在だと思います。

先ほど風営適正化に盛り込みすぎだと申し上げましたが、どんどんこの本も厚くなっていますけど、風営適正化法はパチンコとも関係ない部分も含めて、どんどん厚ぼったくなっています。でもそこには法律しか書いてなくて、それでどういう問題がどういう風に適用されるのか、この問題にはどういう法律がどういう形で適用されるのか、というのは全く書いてない。そういう点では、このパチンコ法律ハンドブックってというのは、こちらにいるお二方も心血を注いで著述された内容です。現場から上がってきた生の声に応える形でQ & Aなんかも作られておまして、非常に役に立つ。そして役に立つという面で唯一の存在だろう。多分これはですね警察当局もこの本は参考にされると思いますから、そうなりますと警察実務の一つのスタンダードに。これはけしからん、てことが起きたら、警察庁の通知や通達で変わってしまうと思うんですけど、そういう面では今後のパチンコに対する法規制の一つのスタンダードを形作る本だという風に、直接著述していない私が自負してもしょうがないんだけど、自負できるものだという風に考えております。

荒田：ありがとうございました。最後に自分の方から少しお話をします。今回、164事例書かれていますけど、法律問題研究会で、日々質問とか、各都道府県で事象が違う、これはなぜだろう、これはどうという根拠だろうという事を毎月真剣に話し合っています。その事例が、本当はもっとあります。そういう様な事をもっと提供して、場合によっては道筋が分からない場合には三堀先生に聞いて回答をいただくという様な仕組みでもって法律問題研究会は動いております。ですから、ここに書かれている事を積極的に研究、もしくは勉強したい場合には、入会までならなくても是非とも参加していただきたいと思います。

もうひとつは164事例の中で、今回28項目をピックアップしていますが、その中で、仮に事例について疑問などがありましたら事務局の方に問合せしていただければ、こちらの方でいつものように協議、検討してご回答いたします。それと、もうすでにこの書籍の注文が入っているそうです。結構好評だという事ですので、是非とも完売にならない前に早めに、同じく事務局の方にお申し込みのほどよろしく願いいたします。本日は長い間ありがとうございました。 以上



Pachinko Chain Store Association

一般社団法人パチンコ・チェーンストア協会

〒104-0061 東京都中央区銀座1丁目14番4号プレリ-銀座ビル5階
TEL 03-3538-0673 FAX 03-3538-0674
URL <http://www.pcsa.jp/> e-mail info@pcsa.jp